

自治労・東学ニュース

東京都学校事務職員労働組合（東学） 新宿区西新宿2-8-1 都庁第2本庁舎32階
（自己申告、現員現給調査特集） 2024年6月3日 NO674

自己申告制度は、事務職員の自主性・自発性が尊重されるべきです

自己申告を含めた人事考課制度（自己申告制度、業績評価制度、本人開示、苦情処理制度）は、昇給や勤勉手当の成績率を始めとして、事務職員の賃金・労働条件に大きく影響を与えるものです。また、自己申告制度では、本来の趣旨からして、事務職員の自主性・自発性が尊重されるべきものです。

校長は事務職員のことをおざなりにしがち

教育職である学校長は、教員を優先的に考えるため、事務職員はおざなりになることが多いです。自己申告制度の前提である「職務目標」を示されない場合や面接を行わない場合も多く、1級主事から3級課長代理までいる事務職員の職級ごとの職務内容=各職級に期待される目標が明らかにされていないことも大きな問題です。標準的な職務についても、私費会計である学校徴収金が入っているなど、問題があります。

学校と都庁とでは組織形態が違う

小中学校の事務職員の場合は、都庁内のピラミット型の組織形態とは違い、1・2名で職務をこなしているため、必ずしも庁内のやり方を適用することができません。自己申告についても、庁内のやり方をそのまま適用するには、無理があります。

学校事務職員として自己申告制度を適用するに当たって疑問に思うこと

1. 自己申告制度は、本来、自分の職務の在り方や研修・能力開発・人事異動などについて、自主的・自発的に意見を述べる機会であると考えるが、どうか。
2. 自己申告が業績評価の基礎資料であり、事務職員の賃金・労働条件に重要な影響を与えるものであることを学校長に周知するべきと考えるが、どうか。
3. 自己申告は、自主性・自発性が尊重されるべきで、本人の意思が尊重されるべきだと考えるが、どうか。記入や提出の強要が、あってはならないと考えるが、どうか。
4. 小中学校の学校事務では、1級主事と3級課長代理とは、まったく同じとは言わないが、さほど違った職務を分担しているわけではない実情がある。1級主事から3級課長代理までいる事務職員の職級ごとの職務内容=各職級に期待される目標を明らかにすることが困難であると考えるが、どうか。
5. 学校長が提示する組織目標は、事務職員の経験年数や定数、学校規模、地域などの配置状況を踏まえたものでなければならぬと考えるが、どうか。
6. 組織目標の設定にあたっては、事務職員の意見反映はもちろんである。目標設定にあたっては、数値目標や期限明示などを行わない場合があると考えるが、どうか。
7. 監督職の「能力開発目標・指導育成目標」については、学校の実情は、3級の監督職だからといって、「後輩職員の指導・育成」や「校内職員その他、地区の他の都費学校職員の指導・育成等」を行っているわけではない。1名配置の場合や事務職員会の役員を

- 担っていない場合などは、困難であると考えてるが、どうか。
8. 主任級の場合も、「能力開発目標」に「後輩職員を指導・育成する能力の向上」をはかることが、困難な場合が多いと考えるが、どうか。
 9. 自己申告制度と業績評価制度とは、切り離すべきだと考えるが、どうか。
 10. 面接については、強要されるべきものではないと考えるが、どうか。

現員現給（住居手当）調査の実態に合った見直しを求めます

都教委は毎年5月に文部科学省の「義務教育費国庫負担金に係る現員現給調査」の一つとして「住居手当の調査」を実施しています。これは都が支払う小中学校教職員（県費負担教職員）の給与について、義務教育費国庫負担法に基づき国がその3分の1を負担することから、国の都に対する国庫負担金を算定するために実施しているものと解します。

この交付の算定基礎となる定数配置基準・諸手当などは全て国の基準により算定され、住居手当も同様です。一方、東京都は、職員（教職員）に対する住居手当の支給について、2012年度以降「35歳未満かつ家賃負担月額15,000円以上の職員のみを支給対象」とする見直しを実施しています。そのため、東京都が職員（教職員）に支給する住居手当は、「住居手当の調査」上の基準（国基準）と大きく乖離（かいり）しています。

ところが、「住居手当の調査」において、都教委は教職員に対する住居手当が2012年度以降も引き続き国基準で支給されている前提で学校・地教委の給与事務担当者に回答を求めているため、現在の様式に基づく住居届により正確に回答することは無理があり、また国基準での支給という「仮定の下」で教職員に居住実態を聴取するとなると、規則上の根拠がない不当な個人情報の収集になりかねません。

更に、国が教職員に住居手当を支給していると認定して都教委が国庫負担金を受領するとなると、国庫負担金（住居手当の3分の1相当額）の用途が明らかでなく、「住居手当の調査」自体の正当性に疑いを抱かざるを得ません。

1. 東京都の実態に沿わない「住居手当の調査」を中止すること。
2. 引き続き「住居手当の調査」を実施する場合は、東京都の住居手当の支給実態に沿った回答を求める内容に改め、学校・地教委の給与事務担当者による東京都での支給対象とならない教職員の住居実態の調査・聴取が生じないようにすること。

東京都がカスタマーハラスメント（カスハラ）防止の条例制定を検討

客が理不尽な要求をするカスハラが社会問題化する中、東京都は防止のための条例案を検討しています。カスハラを「就業者に対する暴行、脅迫などの違法な行為」「不当な行為で就業環境を害するもの」と定義しました。罰則は設けないとしています。今年の秋、条例案の提出を目指しています。カスハラを行う対象として、客のほかに、公的サービスを提供する役所の窓口や学校などを利用する人をあげています。

厚生労働省は、労働施策総合推進法を改正して、従業員を守る対策を企業に義務づけることを検討しています。労働施策総合推進法は、2019年の改正でパワハラ防止策を企業に義務化し、今回はスカハラ防止策を追加する改正を検討しています。対応マニュアルの策定や相談窓口の設置などが考えられています。